

〔 引上げ分の地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられる
社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費 〕

- 1) 引上げ分の地方消費税収は、「消費税法第1条第2項に規定する経費(社会保障4経費)その他社会保障施策に要する経費」に充てるものとされています。
- 2) 「社会保障施策に要する経費」には社会保障4経費が含まれているところであり、この「社会保障施策」とは『社会福祉』、『社会保険』、『保健衛生』のいずれかに関する施策のことを指しています。

- (1)『社会福祉』 生計の困難な者や心身に障害のある者に対して必要な援助を行うなど、住民の生存権を確保することによって、住民生活の内容を豊かならしめることを意味し、具体的には下記のようなものとなります。
○生活保護、児童福祉、母子父子福祉、高齢者福祉、障害者福祉など
- (2)『保健衛生』 住民の健康を保つための施策を意味し、具体的には下記のようなものとなります。
○医療に係る施策、感染症その他疾病に係る予防対策、健康増進対策など
- (3)『社会保険』 保険的方法によって社会保障を行う制度の総称で、法令に基づき実施される「強制保険」的な制度を意味し、具体的には下記のようなものとなります。
○国民健康保険事業、介護保険事業など

(歳入)

地方消費税交付金 247,383千円(社会保障財源化分 92,202千円、一般分 155,181千円)

(歳出)

社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費 2,365,225千円

【社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費】(※人件費除く)

(単位:千円)

款 等	項 等	事業費	財源内訳					備 考
			特定財源			一般財源		
			国(県)支出金	村債	その他	引上げ分の地方消費税(社会保障財源化分の交付金)	その他	
民生費	1 社会福祉費	523,474	187,040		21,574	20,406	294,454	
	2 児童福祉費	541,878	355,767		25,000	21,124	139,987	
	3 生活保護費	18					18	
衛生費	保健衛生費 1 (保健衛生総務費, 母子保健費, 予防費)	108,157	5,859		10,358	4,216	87,724	
社会保険	国民健康保険事業	506,450	383,015		1,818	19,743	101,874	
	介護保険事業	608,468	234,280		178,887	23,720	171,581	
	後期高齢者医療事業	76,780			18,632	2,994	55,154	
合 計		2,365,225	1,165,961		256,269	92,202	850,793	

※引上げ分の地方消費税交付金(社会保障財源化分)については事業費按分により算定